

手配旅行取引条件説明書(要約)

旅行業法第12条の4による取引条件説明書・旅行業第12条の5による契約書面

1. 適用範囲と基準日

- (1) 当社がお客様との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- (2) 当社が法令に反せず、かつ、お客様に不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
- (3) この旅行条件は書面に記載された年月日現在の運賃、料金を基準としています。

2. 用語の定義

- (1) この約款で「手配旅行契約」(以下単に「契約」といいます。)とは当社が、お客様の依頼により、旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約を言います。
- (2) この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料金その他の運送・宿泊機関に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金(変更手続料金及び取消手続料金を除きます。)をいいます。

3. 手配債務の終了

当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)を支払わなければなりません。

4. 手配代行者

当社は、契約の履行にあたって、手配の全部又は一部を他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

5. 契約の成立と時期

当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に契約が成立したものとします。

6. 契約成立の特則

当社は書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結を承諾した時に契約が成立したものとし、契約の成立時期は、書面において明らかにします。

7. 契約書面

- (1) 当社は契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。
- (2) 前項の契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

8. 契約内容の変更

- (1) お客様は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更するよう求めることが出来ます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。
- (2) 前項のお客様の求めにより契約の内容を変更する場合、既に完了した手配を取消す際に運送・宿泊機関などに支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に必要な費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属するものとします。

9. お客様による任意解除

- (1) お客様は、いつでも契約の全部又は一部を解除することができます。
- (2) 前項の規定に基づいて契約が解除されたときは、お客様は、既にお客様が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

10. お客様の責に帰すべき事由による解除

- (1) 当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき、契約を解除することがあります。
- (2) 前項の規定に基づいて契約が解除されたときは、お客様は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

11. 当社の責めに帰すべき事由による解除

- (1) お客様は、当社の責めに帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、契約を解除することができます。
- (2) 前項の規定に基づいて契約が解除されたときは、当社は、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金をお客様に払い戻します。

12. 旅行代金

- (1) お客様は、旅行開始前の当社が定める期日までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。
- (2) 旅行開始前において、運送機関等の運賃・料金の改定、その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、旅行代金を変更することがあります。

13. 旅行代金の精算

当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金とが合致しない場合には、旅行終了後速やかに精算いたします。

14. 団体・グループ手配

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様(以下「構成員」といいます。)がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ契約については、以下により取り扱うものとします。

- (1) 当社は、お客様が定めた契約責任者が構成員の契約の締結に関する一切の権限を有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- (2) 当社は、申込金の支払を受けることなく契約の申込を受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は契約責任者に交付する契約書面に記載します。
- (3) 当社は、契約責任者が構成員に現に負い、又は将来負うことが予想される債権又は債務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 旅行契約が締結された場合は、契約責任者は当社が定める日までに構成員の人数を通知し又は名簿を当社に提出しなければなりません。
- (5) 当社は、契約責任者から構成員の変更の申込があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。
- (6) 当社は、契約責任者からの求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたいと、添乗サービスを提供することがあります。添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上、団体・グループ行動を行う為に必要な業務とします。又、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

15. 当社の責任及び免責

- (1) 当社は、当社又は当社の手配代行責任者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限りです。
- (2) 次のような場合は、原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、官公署の命令、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

16. お客様の責任

当社は、お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償しなければなりません。

17. 個人情報の取扱について

当社は、旅行申込みの際に提出された個人情報について、お客様との間の連絡の為に利用させて頂くほか、お客様がお申込頂いた旅行において運送・宿泊機関の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領の為に必要範囲内で利用させて頂きます。

この他当社では

- ① 会社及び提携する企業の商品やサービス、キャンペーンご案内。
 - ② 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。
 - ③ 各種アンケートのお願い。
- 等にお客様の個人情報を利用して頂く事があります。

* 営業時間 日・祝日・年末年始(12/29~1/6)を除く
平日の9:30~18:00
土曜は9:30~12:00

株式会社 **トラベル・セゾン**

101-0061 東京都知事登録旅行業 2-2210 号
東京都千代田区神田三崎町2-20-4 八木ビル4F
TEL 03-3263-4311 FAX 03-3263-6521
旅行業務取扱管理者 三東博之